解散公告（第一回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日鹿児島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

鹿児島県鹿屋市共栄町二〇番一号

鹿屋市土地開発公社

清算人　嶋田　芳博

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十三年三月三十一日岩手県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

岩手県北上市芳町一番一号

北上地区広域土地開発公社

代表清算人　及川　義明

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月二十四日開催の総会の決議により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

栃木県真岡市下籠谷四四一二番地

職業訓練法人真岡情報処理学園

清算人　井田　隆一

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為第三十八条の規定による存続期間の満了により、平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

東京都千代田区内神田一丁目三番三号

財団法人国有財産管理調査センター

代表清算人　比護　正史

解散公告（第二回）

当法人は、定款（寄附行為）に定める存続期間の満了により、平成二十三年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

神奈川県横浜市神奈川区神之木台二二番地一四号

財団法人神奈川県ふれあい教育振興協会

清算人　曽根　秀敏

解散公告（第二回）

当法人は、社員の欠亡により平成二十三年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

神奈川県川崎市麻生区上麻生五丁目二三番六号

医療法人燎仁会

清算人　鈴木　佳子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

富山県黒部市新牧野二三三番地

特定非営利活動法人ぽかぽか

清算人　岩井　純子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

福井県敦賀市本町二丁目八番地

職業訓練法人敦賀建設高等職業訓練校

代表清算人　浅野　秀夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十三年三月二十三日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

長野県長野市末広町一三五六

長野駅前A－三地区市街地再開発組合

代表清算人　柏木久仁昭

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日付けで総務大臣及び国土交通大臣の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

大阪市中央区船場中央四丁目一番一〇－二一三号

大阪市土地開発公社

清算人　辻本　富次

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十三年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

兵庫県神戸市東灘区魚崎浜町三三

兵庫自動車販売店厚生年金基金

清算人　辻井　守

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月十七日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

岡山市北区いずみ町三番三〇号

社団法人岡山県農地開発公社

代表清算人　大森　弘介

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十三年三月二十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

岡山県岡山市北区中山下二－一－八〇

川崎病院グループ厚生年金基金

清算人　川崎　祐徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年三月三十一日開催のNPO法人在宅支援センターえるの社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

福岡県大野城市横峰二丁目一一番二三号

NPO法人在宅支援センターえる

代表清算人　富山　淳子

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十三年一月十七日開催の社員総会の決議により、同年三月三十一日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

長崎市出島町一番一四号

社団法人長崎県雇用支援協会

代表清算人　松藤　悟

解散公告（第三回）

当社団は、平成二十三年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当社団に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年四月二十日

秋田県秋田市山王六丁目三番三号

社団法人秋田県火薬保安協会

代表清算人　久米川正行